

群馬県立県民健康科学大学公式ウェブサイトに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学（以下「本学」という。）が広報活動又は教育研究活動の一環として学外に公開する本学の公式ウェブサイト（以下「公式ウェブサイト」という。）の適正な管理及び運用について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「公式ウェブサイト」とは、本学が管理運営するウェブサーバ上に配置されるドメイン「www.gchs.ac.jp」及びサブドメインにて外部に公開されるコンテンツをいう。

(掲載事項の基準)

第3条 公式ウェブサイトの内容は、教育、研究及び地域貢献を目的とし、本学の広報としてふさわしいものであって、適切性、正確性及び適時性に配慮したものでなければならない。

2 公式ウェブサイトには、次に掲げる情報を掲載してはならない。

- (1) 個人情報、著作権等の法令に定める権利を侵害する、又はその恐れのある情報
- (2) 個人、団体、組織等の権利、利益、名誉等を侵害する、又はその恐れのある情報
- (3) 政治的活動又は宗教的活動とみなされる情報
- (4) 営利を目的とする情報
- (5) 公序良俗又は社会慣行に反する、又は反する恐れのある情報
- (6) 前各号に掲げる情報の情報源へのアクセス方法

(管理責任)

第4条 公式ウェブサイトの管理及び運用は学術国際委員会の協力を得て入試広報委員会が行い、管理責任者は入試広報委員長とする。

2 管理責任者は、公式ウェブサイトの安定的な運用と管理に関する統括的な権限及び責任を有する。

3 広報委員会は、公式ウェブサイトの基本方針、全体の構成の決定及び学内組織との調整等に関する役割を担う。

(掲載情報の管理責務)

第5条 公式ウェブページに掲載された情報（以下「掲載情報」という。）の内容については、次の各号に規定する者がその責務を負う。

- (1) 委員会等の情報は、当該委員会等の長

(2) 教員個人ページの情報は、当該教員個人

(3) 学会その他のイベント等（本学が主催するものを除く。）に関する情報は、当該担当の教職員

(4) 本学事務に関する情報は、事務局長

2 公式ウェブサイトの全体構成並びに各ページの掲載情報を管理する学部、研究科及び委員会等は、別に定める。

(疑義等の処理)

第6条 掲載情報に対して疑義等の申し出があった場合には、その内容について入試広報委員会で審議し、第3条に基づき掲載情報に適正を欠くと判断したときは、該当する前条第1項各号に規定する者に対して、その理由と修正までの期間を示して必要な措置を講ずることを勧告する。

なお、これに応じないときは、掲載情報を削除することができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、公式ウェブサイトに関し必要な事項は入試広報委員会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。